

福井県内各市町の市町村税の税率一覧(令和6年4月1日現在)

市町名	市 町 村 民 税												固定 資産税 (%)	鉱産税		入湯税	都 市 計画税 (%)
	個 人 均等割	所得割 (%)	法 人 均 等 割(※)									法人税割 (%)		200万円 以下(%)	その他 (%)		
			9号法人	8号法人	7号法人	6号法人	5号法人	4号法人	3号法人	2号法人	1号法人						
福井市	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%			150円	0.30
敦賀市	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%	0.7	1.0	150円	0.20
小浜市	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%	0.7	1.0		0.25
大野市	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%	0.7	1.0	150円	0.20
勝山市	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%	0.7	1.0	150円	0.30
鯖江市	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%			150円	0.20
あわら市	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%			150円	
越前市	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%			150円	0.20
坂井市	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%			150円	
永平寺町	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%	0.7	1.0	150円 (日帰り80円)	
池田町	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%	0.7	1.0	150円	
南越前町	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%	0.7	1.0	150円	
越前町	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%	0.7	1.0	150円	
美浜町	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.5%	0.7	1.0	150円	
高浜町	3,000	6.0	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	8.4	1.4%	0.7	1.0	150円 (日帰り80円)	
おい町	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.5%	0.7	1.0	150円	
若狭町	3,000	6.0	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	8.4	1.4%	0.7	1.0	150円 (日帰り80円)	

※「鉱産税」における「200万円以下」とは、毎月1日から末日までの間に掘採された鉱物の価格が、作業場所在の市町ごとに200万円以下の場合をいう。

○軽自動車税(種別割)

区 分	税率(年額)					
	旧標準税率	標準税率	重課税率			
原動機付自転車	総排気量50cc以下		-	2,000円	-	
	二輪	総排気量50cc超90cc以下	-	2,000円	-	
		総排気量90cc超	-	2,400円	-	
	三輪以上	総排気量20cc超50cc以下	-	3,700円	-	
軽自動車	二輪	総排気量125cc超250cc以下	-	3,600円	-	
	三輪	総排気量660cc以下	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上 総排気量660cc以下	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
二輪の小型自動車	総排気量250cc超		-	6,000円	-	

※小型特殊自動車の税額はお住まいの市町にお問合せください。
 ※原動機付自転車および二輪車・・・平成28年度から新税率を適用。
 ※四輪以上および三輪の軽自動車・・・平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両から新税率を適用。
 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両については、当該検査から13年を経過するまで従来の税率(旧標準税率)を適用。
 平成28年度以降に最初の新規検査から13年を経過した車両は重課税率を適用。(電気自動車は対象外)。
 ※グリーン化特例(軽課)・・・令和3年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、その燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例を適用(取得の翌年度1年限り)詳細は、各市町のホームページをご覧ください。

※法人等の区分

法人等の区分	資本金等の額	市町内の従業者数の合計
9号	50億円を超える	50人を超える
8号	10億円を超え50億円以下	50人を超える
7号	10億円を超える	50人以下
6号	1億円を超え10億円以下	50人を超える
5号	1億円を超え10億円以下	50人以下
4号	1,000万円を超え1億円以下	50人を超える
3号	1,000万円を超え1億円以下	50人以下
2号	1,000万円以下	50人を超える
1号	前2～9号に掲げる法人以外の法人等	

○市町村たばこ税

区 分	税 率
1,000本につき	6,552円